

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）長野県駒ヶ根市北町２２番１号

（名 称）株式会社ヤマウラ

（法人番号 6100001021418）

上記被審人に対する令和６年度（判）第２５号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第１８５条の６の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第１８５条の７第１項の規定により、下記のとおり決定する。

記

１ 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金１８００万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和７年４月７日

２ 事実及び理由

課徴金に係る法第１７８条第１項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第１回の審判の期日前に、課徴金に係る法第１７８条第１項第４号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和７年２月４日

金 融 庁 長 官 井 藤 英 樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、長野県駒ヶ根市北町22番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場されている会社である。

被審人の連結子会社は、長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	令和2年8月7日	第62期第1四半期（令和2年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	令和2年4月1日～同年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲25,282千円であるところを63,155千円と記載	長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上
2	令和3年2月12日	第62期第3四半期（令和2年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	令和2年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が701,482千円であるところを1,154,893千円と記載	長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上
3	令和3年6月28日	第62期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に係る有価証券報告書	令和2年4月1日～令和3年3月31日の連結会計年度	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が579,767千円であるところを1,142,428千円と記載	長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上

4	令和4年 2月14日	第63期第3四半期(令和3年10月1日～同年12月31日)に係る四半期報告書	令和3年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が699,162千円であることを 1,328,799千円と記載	長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上
5	令和4年 6月27日	第63期(令和3年4月1日～令和4年3月31日)に係る有価証券報告書	令和3年4月1日～令和4年3月31日の連結会計年度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が775,313千円であることを 1,495,043千円と記載	長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上
6	令和4年 8月10日	第64期第1四半期(令和4年4月1日～同年6月30日)に係る四半期報告書	令和4年4月1日～同年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲23,169千円であるところを 232,799千円と記載	長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上
7	令和5年 2月14日	第64期第3四半期(令和4年10月1日～同年12月31日)に係る四半期報告書	令和4年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が876,208千円であることを 1,602,429千円と記載	長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1、同2、同4、同6及び同7の各事実につき

令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第172条の4第2項、
第24条の4の7第1項

表の番号3及び同5の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1、同2及び同3の各事実につき

法第172条の4第1項及び令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の4第2項の規定により、被審人の第62期事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）第1四半期（令和2年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第62期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和2年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第62期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第62期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第62期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

①被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第62期第1四半期報告書	983,306 円
第62期第3四半期報告書	1,157,444 円
第62期有価証券報告書	1,100,438 円

が、いずれも

②6,000,000 円

を超えないことから、

第62期第1四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第62期第3四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第62期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第62期第1四半期報告書、第62期第3四半期報告書及び第62期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第62期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、6,000,000 円を第62期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第62期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第62期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第 62 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 3,000,000 \text{ 円}$$

となる。

表の番号 4 及び同 5 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 63 期事業年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）第 3 四半期（令和 3 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 63 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 63 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第 63 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

①被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 63 期第 3 四半期報告書	1,186,515 円
第 63 期有価証券報告書	1,189,121 円

が、いずれも

②6,000,000 円

を超えないことから、

第 63 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 63 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 63 期第 3 四半期報告書及び第 63 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 63 期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を第 63 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 63 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第 63 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ = 4,000,000 \text{ 円}$$

となる。

表の番号6及び同7の各事実につき

旧金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第64期事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）第1四半期（令和4年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第64期第1四半期報告書」という。）及び第3四半期（令和4年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第64期第3四半期報告書」という。）ごとに算出した額は、

①被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6

を乗じて得た額

第64期第1四半期報告書	1,181,462円
第64期第3四半期報告書	1,250,458円

が、いずれも

②6,000,000円

を超えないことから、

第64期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第64期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となる。